新生活運動推進の申し合わせ事項

岩室村
岩室村新生活運動推進協議会

申し合せのねらい

一、今日の課題である時代的自覚を深めると共に、常の家庭生活をより豊かなものにする為に、出来る限り対外的儀礼的な無駄をはぶき、くらしの合理化を進める為に、次の申合わせを行ない広く村民の理解と協力のもとにその実践をはかりたいと思います。

二、従来各地区毎に申合わせされてきた、この種のすべての事項は、この申合わせの中に含まれるものであります。

結婚式関係

① 式は厳粛に、披露宴は簡素に行ない、時間を短縮してすべてを一回にすませましょう。

② 花嫁衣裳は、公民館そなえ付けの衣裳を利用しましょう。

③ 花嫁は、式服だけとし着替えはしないことにしましょう。

④ 嫁入りの荷物は、さしあたり必要なものにとどめ、荷飾りはやめましょう。

⑤ 公営結婚式場の利用をすすめると共に、式の招待状、案内状は、公民館備付のものを活用しましょう。

⑥ 挙式や披露宴は、つとめて昼間行ないましょう

⑦ お祝いの金品は、あまり高価にならないようにし、式場への持参品は、会場費の金封だけにしましょう。

⑧ 式の参加者は平服を用い、特に婦人は派手にならないようにしましょう

⑨ 嫁の土産、親の土産を略し、手拭（公民館で共同調製）一本づつを、近親者におくることですませましょう。

⑩ 初帰りの配り物及び「そうきき」などはやめましょう。

⑪ 結婚式は、大安などの禁忌等にとらわれず、お互に話しあって都合のよい日にきめ、当日中に婚姻届をすませましょう。

⑫ 挙式前に健康診断書をとりかわしましょう。

仏事関係

① 式の参会者の服装は平服を用い、特に婦人は派手にならないようにしましょう。

② 持参品については、ローソク等をやめ、必要なものと現金にしましょう

③ 式の会食はなるべく簡素にしましょう。

各種の祝いもの見舞等について

① 火災見舞は罹災家庭と両隣程度とし、他は心の見舞（名刺程度）にしましょう。

② 建築祝い等は、親類以外は廃止しましょう。

③ 建前等すべての祝宴はできるだけ質素にしましょう。

④ 「歳祝い」等の贈物は廃止し、お互いに協力あい、体面はとるようにしましょう。

⑤ その他の見舞、お祝い等は廃止し、お返しは一切やめましょう。

その他

① 郡や地区や村できめられた、生活改善事項や、協定賃金をまもり、冗費の節約につとめましょう。

これらの事項をまもり、お互いに実行するようにしましょう。

㋐新時代に即した公営結婚

新憲法法下の結婚については、新時代に即した在り方でなければならないと考えられます。

世間の見栄や外聞をかざるよりも、人生の真の幸福は何れにあるかを考え、今こそ新時代にふさわしい結婚式に改めてよい時だと思います。

無駄な出費を思いきり節約し、簡素で優美で厳粛な新しい結婚式に改めることは、生活の一つとして最も緊急なことと信じます。

本村では新生活運動推進委員会が中心となってこの問題を検討して来ましたが、このほど漸く成案を得ました。この実施要項は村当局をはじめ公民館婦人会青年団等の関係団体が手をとりあって村民の理解と協力のもとに、村ぐるみでこの運動を推進して行きたいと思います。

婚礼は人間一代の盛儀であり、簡素の中にも厳かに挙式されなければなりませんので、公営結婚として行なわれるようお

すすめいたします。

◎公営結婚の意義

公式に新郎新婦の将来を祝福され、新郎、新婦もこれにこたえて、よりよい社会人、家庭人となることの覚悟を新たにされ、結婚行事が簡素でしかも厳粛に行なわれます。

◎婚礼場所

岩室村静閑荘
（電話二七〇番）

公営結婚のすすめ

結ばれる二人の幸福な門出を祝うために

広さ　六四畳
収容能力　約六〇名
其の他　控室の用意あり

◎経費

参会者……祝儀（会費）二千円（料理九〇〇円、菓子八〇〇円席料一五〇円、その他一五〇円）で料理と菓子等をまかない、酒その他費は両家の負担になります。細部についてはその都度協議します。新郎、新婦のお土産はいずれも公営結婚記念手拭を使います。

◎公営結婚式の次第

結婚式

1、開式のことば
2、司婚のことば
3、誓いのことば
4、夫婦固めの盃
5、新類固めの盃
6、婚姻届の署名
7、閉式のことば

記念撮影
時間　結婚式　三十五分

◎服装

公民館に備えつけてある衣裳の利用をすすめます。

貸出料（公営結婚式の場合に限り）

A打掛　五、〇〇〇円
Bとめ袖　二、〇〇〇円
C江戸妻　三、〇〇〇円

◎新婚旅行

生涯の楽しい想い出として、又、新生活における生活設計を話し合う機会として新婚旅行をおすすめします。

披露宴

1、開宴のことば
2、参会者の紹介
3、仲人の挨拶
4、両親の挨拶
5、お祝いのことば
6、乾盃
7、祝宴
8、納盃

時間　一時間三十分

記念撮影　二十五分

◎其の他

(1)結婚式の主催　岩室村
(2)同　主管　公民館
(3)結婚式のすすめ方　テレビ結婚方式
(4)記念撮影　ステージで行ないます。（写真屋さんのおもとめがあれば当方で斡旋します。）
(5)会場の使用申し込み　期日の十四日前迄に岩室村公民館へ
(6)会場（静閑荘）はセルフサービスでありますので、この点は御承知おきの上御協力願います。
(7)不明の点は何なりとも公民館の係員に御相談を下さい。

くらしと健康

○衣○

私達は、毎日フトンのお世話になっています。フトンを清潔に長もちさせるために次の事を実行しましょう。

一、天気の良い日は日光にあて、乾かしましょう。

湿気があると、フトンの保温力は、グット低下します。又、日光にあてることは、消毒の意味もあります。

二、掛ブトンには、カバーを、敷ブトンには、敷布を使い、時々洗濯をしましょう。

快適な睡眠は、疲労回復の第一条件です。

○食○

今月は、田植えや畑仕事にと忙しい月です。

忙しくなると、食事作りに多くの時間が、かけられなくなり、栄養の不足がみられますが、こんな時こそ、十分な栄養が必要なのです。

そこで、野菜を多く入れた味噌汁、油を使った天ぷら、塩魚、魚の干物、ハム等を上手に組合せて、十分な栄養をとり、健康な体を作り、元気に働きましょう。

○住○

家にいる時間の少ない時期です。忙がしさにまぎれて、家の掃除は一番先に手をぬかれてしまいます。梅雨期になってあわてても、すでに、ノミ・家ダニ・ハエ・カビ等の繁殖する絶好の場所となります。

毎日の掃除はかかさずにいつも、風通しを良くし、湿りけをなくしましょう。

○健康管理○

農繁期になると、四つんばいの姿勢や、足、腰の冷え等がつづき、つい体に無理をしてしまいます。仕事のあい間には、必ず一服する時間をとり、四つんばいの姿勢から解放してやりましょう。

又、今日の疲れが残らぬよう、お風呂に入り十分体を暖め、一日七～八時間の睡眠はとるようにしましょう。

忙がしい時は、とかく主婦に負担がかかります。

お互いに協力あい、体を大切にいたしましょう。

住民相談所開設

国民年金事務は住民課で取扱っています

とき　五月十日（月）
ところ　岩室村役場
受付　役場の企画課で毎日受付けています。

どなたの相談でも、どんな心配ごとでも、どんどん持ち込んで下さい。相談員が、みなさんと一緒になって考えて下さいます。

児童扶養手当について

父のない児童、父がいても障害者で子供を扶養する児童扶養手当を受ける事が出来ることになっています。児童扶養手当を受ける事が出来るものはおおむね複雑な事情にある場合が多いので該当すると思われる人は、役場住民課窓口まで申し出て下さい。

このほか特別児童扶養手当と云う制度があって就学出来ない程度の心身障害のある場合両親が扶養していても支給されることになっています。

児童扶養手当に該当する具体的なものを次にあげて置きます。

①父と母が離婚（事実婚をやめた場合を含みます。）した児童
②父が死亡した児童
③父が扶養手当法で定める程度の廃疾である児童
④父の生死が明らかでない児童
⑤父から遺棄されている児童
⑥父が拘禁されている児童
⑦父がない児童
⑧棄児のように父があるかないかわからない児童

扶養手当法及び特別児童扶養手当法による手当は、他の法律による母子年金その他によって年金を受けている場合は重復して受ける事は出来ない事になっています。

国民年金保険料が納められない方は免除の手続を

保険料を納めることが困難な方は、役場に申し出ましょう。

国民年金の加入者は保険料を納めなければなりません。ところが、加入者の中には、失業中の人もいるでしょうし、また収入が少なく納める余裕のない人もいるでしょう。

こういう人を、保険料が納められないからと仲間はづれにせず、むしろこういう人たちこそ将来年金による保障が必要といえましょう。

このような考えから、これらの人たちはその事情を申し出て保険料納付の免除をうけることができます。今年度もすでに一期分の保険料の納付が始まりました。どうしても保険料を納める余裕のない人は、すぐ役場住民課国民年金係にご相談ください。

ただ、保険料の免除をうけた人は、その期間の分は、保険料を納めた人よりも将来年金をうけるときは少なくなります。

ですが、長い一生の間には、いま免除をうけていても、将来経済事情が好転する場合もあるわけです。

このような時、その免除をうけた時点にさかのぼって保険料を納め、普通の人と同じ年金額をうけることができる仕組みもあります。

この免除の手続きは、六月末までに役場の窓口でとるようにしてください。

福祉年金の所得状況届を出しましょう

七十才以上のお年寄り、重度の心身障害の方、夫と死別した母子世帯の方などで、現在福祉年金を受けている方は、毎年福祉年金所得状況届を役場に提出することになっています。

この所得状況届というものは、福祉年金を受けている本人、そのつれあい、年金を受けている人を実際養なっている扶養義務者の方の前年中の所得の状況を届け出るもので、この届けによって、ことし五月分から、翌年の四月までの一年間の年金が引き続いて受けられるかどうかきめられます。

岩室村では、次の日程で所得状況届の受付を致しますから指定された期日に届け出て下さい。

届出には年金証書を持参して下さい。（昨年支給停止されている人は証書を持参しなくても良い。）届出をされない場合は、ことしの支給額が記入できませんし、もちろん郵便局でも支払が受けられません。

またこれまで限度額以上の所得があるということで、年金が受けられなかった方でも、毎年法改正によって、年金が受けられるかどうかの限度額が引き上げられていますから、ことしは受けられるようになっているかもわかりませんので、心当りの方は役場に問い合わせ下さい。

さらに、住所の変った方、新たに公務扶助料などの公的年金を受けられるようになった方で、まだ届出をしていない方は、所得状況届けを提出する際に一緒に届け出て下さい。

場所	日時		該当部落
岩室村役場	7日	午前9時～12時	原・津雲田・富岡・高橋・和納1・2・3区
		午後1時～4時	和納4・5・6・7・8・9区
岩室支所	10日	午前9時～12時	金池・石瀬・岩室・樋曽・栄・橋本・久保田・猿ケ瀬
		午後1時～4時	南谷内・北野・夏井・西中・潟上・白鳥・西長島・横曽根・西船越・新谷・油島・高畑
間瀬支所	11日	午前9時～12時	間瀬1・2・3・4区
		午後1時～3時	間瀬5・6・7区